

独立後戦争犯罪者の釈放、減刑すら行われようとするときに、この閉鎖機關ひとり懲罰的な制度として残されておくことはいかかと思ふのであります。が、なおこれを存続しなければならぬ何か根本的な理由がありますか、それを伺つておきたいのであります。

○堀口説明員 お答えいたします。仰せの通り、その懲罰の意味におきましては、閉鎖機關の解体ということにつきましては、全然現在その意味を失つておるというところは明言できることだと思ひます。第二点の国民経済の面に寄與するといふ点につきましては、大体八〇%以上その目的を達しておりますので、あとは最後の締めくくりという段階になつておるのでございます。従いまして私たちがいたしましては、できるだけ早くこの最後の締めくくりをいたしたいという考えであります。今度御審議をお願いしてあります法案におきまして、民法及び商法によつて清算ができるような機關につきましては、すみやかにその指定を解除いたしまして、一般の民法、商法による普通の清算人を立てまして、そのもとに清算を進めるなり、あるいはもしその希望があれば、新しく会社をつくるなり、できるような方向に向けてやりたい。こういうふうに考えておるわけであり

ます。

○小山委員 一日も早く普通の清算手続によりまして、株主その他の利益を保護するといふ建前で、今度の法律案が提出せられたことはよくわかるのであります。が、朝鮮銀行であるとか台湾銀行であるとか、従来日本の株式会社として設立せられ、そしてその大部分の株主が日本人であるそれらの銀行

等につきまして、あるいは一般の民法、商法によるところの清算手続が、今度の改正令において予定されてないといふことについては、はなはだ遺憾と考へるものであります。これについては何か特殊な理由があるのでありますか、伺つておきたいのであります。

○堀口説明員 その点に関しましては、ほかの閉鎖機關と同様に一日も早く解除してあげたいというところは、政府としても同意見であります。早くしてあげたいわけでありまして、早くに解除して二つの理由があると思ひます。一つは法律上の問題であり、一つは政治的な問題じやないかと思ひます。

第一点につきましては、朝鮮銀行、台湾銀行等は、日本の法律によりましていわれる日本法人であります。が、本店がやはり外地にありまして、それからその株主の一部にやはり朝鮮人及び台湾人が含まれておるわけであり、そういう關係から解除しただけでは、ただちに民法及び商法上の清算に移ることが法律上できない。従いましてそれを可能にするためには、やはりそれに必要な、内地に店舗を移すといふような措置をしなければならぬ。それから株主總會等の通知を出しても、あるいは届くかどうかかわかりません。そういう手続上のごまかい問題もいろいろあるわけでありまして、従いまして、そういう立法をすることは、外国と何ら關係のない国内機關において解除すると、商法、民法に移つて清算ができるということと違ひまして、国がそれだけの新しい権限をする法律をつくるというわけになるわけであ

ります。それが第二の点と関連するのでありまして、現在これらの台湾銀行及び朝鮮銀行等の資産、負債につきましては、いわゆる條約の規定によりまして、中華條約も同様であります。が、相互の話し合ひによつてきめるといふことに一応なつておるわけでありまして、従いまして、その決定を見ないうちに、一方の本、支店を分離して、本店の資産、負債等の關係を一切顧みず、支店だけの清算をやつて行くことが、現在の段階において安心してできるかどうかといふような点がありますので、なるべく早く株主及び債権者の手による清算に移りたいと考えております。が、時期的にもうちよつと待つ方が好ましいのではないかと、今度の法案はその点の道を開いておらないわけでありまして。

○小山委員 ただいまの法律の面においては、政府の見解とわれわれの見解は若干意見の異にしております。すなわち日本の法律でございました株式会社が、その大部分の株主が日本人でありますから、この株主總會を開けないといふことは法律上はないのであります。株主總會は開けますし、従つて株主總會が開けます以上は、定款の変更によつて、京城にある本店を東京に移つて来ることは、これは法律上可能なものであります。従つてその点についてはわれわれの見解を異にするのであります。

第二の点であるところの、平和條約において朝鮮にある日本の資産については、話し合ひによつてこれを処置するのであるという平和條約の規定がありますので、あるいはその点において政府が躊躇されておるのではないかと

うふなことは考えるのであります。が、しかしこの場合においても、国会がいたしましては、朝鮮銀行なりあるいは朝鮮殖産銀行なり、その他日本の法律でできて、かつ朝鮮に本店がある、しかもその株主の圧倒的大多数は日本人であるといふような会社の場合においては、これは日本の資産であり、日本人に所屬するものであるといふことを強く主張される意思はあるのかどうか、その点はどうしても確かめておきたいのであります。第一点の法律上の問題についての疑点についても、なお政府のお考えをさらにお伺ひしておきたいのであります。

○堀口説明員 第一点についてであります。第一点につきましては、本店をこちらへ持つて来て登記するといふような手続上の問題があるいは起るかもしませんが、これにつきましてはは共通法といふものがありまして、これが現在まだ禁止になつておりませんので、法務府としては一応これによるのだらうと思ひますが、それによりまして、法人の登記といふことは、やはりその地域において許される營業でないと、許可されないといふ一応の仕組になつております。従いまして、向うにおきまして中央銀行的な一つの証券銀行をやつております場合に、それをこちらへ持つて来て、形式的にすぐ登記ができるかどうかといふようなごまかい手続上の問題でありまして、なお研究の余地もあることではあります。が、私どもとしても確信はございませうが、そういうようなやこしい問題もありまして、法務府としても、登記をして、これで移せるというところまでまだ行つておらないと思ひます。

その点を御了承願ひたいと思ひます。それから第二点であります。第二点につきましては、これは所管はやはり外務省でありまして、私たち直接の権限も、あるいは意見も特に申し上げべきでないと思ひますけれども、少くとも清算を監督しておる立場から見ますれば、小山委員の御主張の通り強く主張すべきであるし、主張いたしたいといふふうに考えております。

○小山委員 これは国会の考え方としてそうであるという旨は、機会がありました場合には、ぜひ政府の主張として申し伝えていただきたいと思います。

次には朝鮮銀行なり、台湾銀行なり、あるいは朝鮮殖産銀行なりが当分の間閉鎖機關として存続するといふ場合に、株主あるいは旧理事者の利益をいかにしてこれに反映させるか。従来閉鎖機關でありましては、株主なりあるいは旧役員においては、清算過程において発言の機会もなければ、帳簿閲覧の機会もない規定になつておると思ひますが、情勢も変化しておるわけでありまして、なお政府任命による清算人を置く場合におきましては、これらの株主の利益を代表する人々が、清算の過程において何らかの発言ができるような措置を講ぜられる意思が政府にありますかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○堀口説明員 お答えいたします。仰せの通りであります。当初閉鎖機關を指定し、どんな清算をやつて行つたという時代とは大分違つておりますし、当然株主なり債権者の意向を十分聞きまして、合理的に清算をやつて行くべきであるといふふうに私たちも考

えておる次第でございます。実際のやり方として、それをどういうふうにするかという点については、現在の開鎖機令でも株主總會の意見を聞かなくてもいいということでありまして、開いていかぬということでもありませんので、その辺はお運用の余地がありまして、具体的にやは株主全体の意見から見まして、適当な人を顧問なり相談役というふうなかつこうで、しかるべき人数の清算にタッチしていただきまして、さつきも問題になりましたように、外交交渉の問題もあるでしょうし、将来のいろいろな考え方の問題もあると存じますが、その点独断的でなく、納得づくで、うまく行くように、完全な解除に至る過程をいたしまして、できるだけ円滑に行くような措置を講じたいと考えて、現在すでに話を進めております。

○小山委員 株主なり旧理事者に発言の機会を與えるという意味で、政府の任命する清算人の顧問なり相談役なりを、これらの株主の代表者の中から選ぶという御趣旨でお進みになると承りまして、その点は行政的に解決できると、かように考えるのであります。その時期はいつごろからというふうに御予定になっておりますか。あるいは何人ぐらいというふうに御予定になっておりますか。

○堀口説明員 それにつきましても、具体的にこちらから何人というのではなく、おも立つた株主あたりの意見を徴しまして、この人との人は適当である、それから何人であるというようになことも相談で行こう、但し非常に人数が多くなりまして、名前だけ連ねる、あるいはこのために清算経費だけが非常に膨張するということもいかかと思ひますので、その辺は二、三人程度を相対づいて、まあ機関の大きいところもありまして、小さいところもありまして、それから外交関係その他も、御相談する必要な性質の問題もありませんので、特殊清算人とよく相談して、うまく納得の行くようにやつて行きたいと考えております。

○小山委員 そういふふうな清算人とかあるいは相談役というものは、法的に置くわけじゃないと思ひます。ブライグエートなものでありまして、給料は出る道はあるのでありますか。

○堀口説明員 その点は、特殊清算人自体は政府が任命いたしますが、顧問なり相談役というものは、通常の会社の社長に対する顧問なり相談役というふうなものと同じ性質でありまして、十分顧問料なり何なりという名目で、適正な額を支出する道はあると思ひのであります。

○奥村委員 ただいま議題となつております五法案のうち、開鎖機令の一部を改正する法律案につきましましては、質疑も大体盡されたと思ひますので、この際質疑を打ち切られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようでありまして、開鎖機令の一部を改正する法律案に対しましては、以上をもつて質疑を打ち切ることいたします。

次にただいま質疑を打ち切りました開鎖機令の一部を改正する法律案を議題として、討論に入りたいと存じます。本案につきましましては、自由党小山委員から修正案提出せられておりますので、まず修正案提出者より、修正案の趣旨弁明を求めます。修正案提出者小山委員長。

開鎖機令の一部を改正する法律案に対する修正案

開鎖機令の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項の改正規定中「及び債務」を削る。

第十九條の改正に關する部分中「第二項中担保された債務」の下に「及び第二條第一項に規定する命令で定める債務」を加え、同條を削る。

第十九條の改正に關する部分の次に次のように加える。

第十九條の三第六項中「第九條第三項」を「第九條第二項」に改める。

○小山委員 ただいま議題となりました開鎖機令の一部を改正する法律案に対する修正案につきましまして、修正の趣旨を弁明いたします。

修正案の案文につきましましては、お手元に配付いたしてありますので、これをごらん願うことにいたします。この際、修正の要点は、政府の原案におきましては、開鎖機令の特殊清算の対象の範囲を擴大して、本邦外にある本店、支店その他の営業所にかかわる債権及び債務をも含ませることとし、かつ閉鎖機令の在外負債のためにその国内資産のうちから留保されている資産について、平和條約に基く在外負債の処理の問題が決定次第、それに応じて処理することができるよう、所要の改正をいたされておるのであります。これを修正いたしましたので、開鎖機令の特殊清算の対象の範囲を擴大し、本邦外にある本店、支店その他の営業所にかかわる債権のみにとどめ、さしあたり債務につきましましては、これを除外することにしたのであります。その理由をいたしましては、第一に平和條約発効の結果、今回連合国から返還を予想される在外資産は、開鎖機令との関係におきましては、ブラジルにある旧正金銀行の債権を除いては、さしあたり該当事項が見当たらないのでありますので、この際特殊清算の対象に在外債務まで加える必要はないというのが、一つの理由であります。

第二の理由をいたしましては、朝鮮等の旧領土との間の財産及び請求権の処理につきましましては、平和條約第四條によりまして、日韓兩國間の特別とりきめによつて決定されることとなつておりますので、今後の彼我の交渉によつて解決されるべきものであり、従いまして未確定な在外債務を、国内留保資産をもつて返済するような立法をしておきますときは、今後の外交交渉に際し、かえつて相手方に有利な口実を與える結果とならないかを非常に心配せざるを得ないのであります。このような観点からしまして、今日の段階におきまして、在外債務を特殊清算の対象の範囲に加えることは何ら必要がないのみならず、かえつて有害かつ不適当であると認めたのであります。

なお第十九條の三に關する修正部分は、政府原案において脱漏いたしておりましたのを追加いたしましたのでありまして、別に説明を加える必要はないと存じます。

何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

○佐藤委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。

これより本案及び修正案を一括議題として討論に入ります。

○奥村委員 本案につきましましては、原案及び修正案ともに、討論を省略してただちに採決に入らんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようですから、本案及び修正案につきましましては、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

まず、小山君提出にかかる自由党の修正案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は小山君提案のごとく修正議決されました。

○佐藤委員長 次にただいま付託になりました小山君提案外二十三名提出

にかかる昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議案として、提案者より提案趣旨の説明を聴取いたします。提案者小山長規君。

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律

昭和二十六年産米穀につき、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）

第三條第一項の規定により政府に売り渡すべき数量をこえる数量の米穀を政府に売り渡した米穀の生産者がその超過部分の数量の米穀の売渡に

対する奨励金の交付を受けた場合又は同項の規定により政府に売り渡すべき数量を定められなかつた米穀の生産者で米穀を政府に売り渡したものが当該売渡に對する奨励金の交付を受けた場合においては、当該奨励金の金額は、当該生産者の昭和二十七年分の所得の計算上、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項に規定する繰入金額に算入しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前昭和二十七年分の所得税につき所得税法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき同法第四十六條第五項において準用する同條第四項の規定による決定を

受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前同法第四十六條第五項において準用する同條第一項から第三項までの規定又は同條第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に對し、更正の請求をすることができ

3 所得税法第二十七條第七項及び第八項並びに同法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、同法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

○小山委員 ただいま議題となりまして昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案について、提案の理由を説明いたします。

御承知の通り、昭和二十六年産米穀の生産高は、災害等の事情により、約六千二百七十七万石にとどまり、前年の約六千四百三十三万石に對して相当の減収となつたのでありまして、このため供出割当数量も、前年の約二千八百八十四万石に對して、約二千四百四十七万石に減額されるに至つたのであります。ここに於いて、配給食糧確保のため、供出完了はもろんのこと、進んで超過供出にまつ必要が非常に強くなつたのであります。一方この間諸般の状況から、供出割当が遅延する等の

事情があり、供出面において種々の困難を生じたのであります。

そこで政府においては、右のような特殊の事情にかんがみて、超過供出の促進に資するため、いわゆる超過供出奨励金を交付するとともに、匿名供出を認め、さらにこれに関連して超過供出奨励金に對する昭和二十七年分の所得税については、何らかの措置により、これを課税対象から除外することゝを考慮する旨の発表があつたのであります。しかしこれからの措置により、幸い農民諸君の協力を得まして、供出成績も逐次上昇し、本年五月末現在の供出数量は約二千五百十六万石に達し、各農家についての超過供出数量も、總額約四百四十万石に達するものと推定されるに至つたのであります。國民生活の安定に資するところ少くないものと存するのであります。しかし超過供出奨励金に對する所得税に對しては、あるいは政府の行政的措置により、これを課税しないこととするという意見もあつたのであります。が、これでは所得税法の適用上、困難な問題があると認められ、措置の徹底を欠くおそれもあるのではないかと懸念も考えられますので、これを立法により明確にすることが適當であると認め、ここに本法律案を提出することとしたのであります。しかしこの措置を講ずることとしたしませんでしたゆゑは、もつぱら以上に述べましたような、やむを得ない特殊の事情及び経緯に基くものでありまして、本法律案も二十六年産米穀に對しての一年限りの臨時立法としてゐるのであります。

以上が本法律案を提出した理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに賛成されるよう切望する次第であります。

○佐藤委員長 これより本案に對する質疑に入ります。

○奥村委員 本案の目的とする事柄につきましては、本国会の当初において、すでに政府の方針が明らかにされておつたのでありまして、この点は提案理由説明にも述べられたところでありまして、また当委員会においても、それに関しましてから十分質疑も行われておつたこととありますから、この際質疑はとりやめ、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようですから、本案につきましては以上をもつて質疑、討論を省略して、ただちに採決に入ります。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔議員起立〕

○佐藤委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおただいま議決いたしました同案の委員会報告書の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○佐藤委員長 次に連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案、及び接收貴重品等の数量等の報告に関する法律案の両案を一括議題として、質疑を行います。

○中野（四）委員 この際私は参考人の要求をいたしたいと思ひます。それは

かねて本委員会におきまして、二日間にかつて参考人諸君の参考意見を徴しまして結果、青木参考人より、この接收貴重品に對して、特に日本銀行の地下室にあるダイヤモンドあるいは金塊をば、埼玉県の自宅へ疎開をしたということは、当時大蔵省の外務局長であつた久保文蔵君、櫻井という事務官の依頼によるものだという話でありましたが、私はこの久保前外務局長並びに櫻井君にこの事実を確かめまして、ところが、今日の毎日新聞でも御承知の通り、主計局の役人が何億という予算を組んでも、現金には一銭も手を触れないように、ダイヤモンドには何らタッチをしなかつた。しかも金塊は大蔵省で扱つたけれども、ダイヤモンドは軍需省の所管だつたのでまつたく關係はなく、青木君に保管を依頼したり疎開を頼んだことは、断じてないと言つておられます。これはせし詰れば相當せんざくする必要がありましてけれども、本委員会の性格上から申ししましても、それ以上に深くタッチすべきものでないと思ひますが、当時の軍需省でこのダイヤモンドを所管しておりました関係官は、兵器行政本部の総務部長とかあるいは整備局の整備課長とか、軍務局の軍事課長というふうな、それ／＼の主管の課長がありまして、これらの間に深い關係があつたのであらうと思ひます。本委員会において参考意見を求めたいと思ひますことは、大蔵省が日銀地下室にあつた金塊、ダイヤモンドに、事実上接收當時あるいは接收前に關係があつたかなかつたかということ、明らかにする必要があると思ひますので、はなはだ懇願に存じますけれども、元大蔵省

の外資局長でありました久保文蔵、現日新印刷工業株式会社の社長であります。それから当時タツチをいたしました櫻井事務官、これは群馬県のどこか税務署の署長をしておるといふ話でありますから、この両君をば来る土曜日に参考人としてここにお招きをいたしたいということを、お願い申し上げます。

○佐藤委員長　ただいま中野委員より、前外資局長、現日新印刷工業株式会社社長久保文蔵君及び櫻井君を、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案に関する参考人として意見を聴取するため、来る二十一日土曜日に招致してもらいたいとの要求がありました。が、さう決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長　御異議なしと認めまして、さう決定いたします。

それでは暫時休憩いたします。

午後零時三分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

昭和二十六年産米穀の超過供出等についで奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案（佐藤重遠君外二十三名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月二十七日印刷

昭和二十七年六月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片